

令和6年度 石狩市障がい者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

【企業等】

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障がい者の雇用数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

【在宅就業障がい者等】

- ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達する物品等

市が障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする。）

（1）物品

事務用品、書籍、紙製品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品等、木製家具等、その他

（2）役務

印刷、クリーニング、リネンサプライ、情報処理、テープ起こし、清掃、施設管理、襖・障子の張り替え、その他

5 調達の目標

令和6年度に達成すべき優先調達の目標を次のとおりとする。

目標額：100万円

6 調達の実施

（1）障がい者就労施設等から提供可能な物品購入、役務提供等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はこれらの情報をもとに可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

（2）障がい者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品など発注可能な物品等を本市各部署において十分検討する。

（3）障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、石狩市契約規則第30条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または4号）により契約を締結する。

7 調達方針及び調達実績の公表

（1）本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。

（2）調達実績は年度終了後に概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表する。

8 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉部障がい福祉課とする。